

K120.1

33

8

學海指針杜編

尋常耕
生徒用

皇民修多可鑑

卷之八

版權所有 集英堂藏板

勅 諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ニ朋友相信ニ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習セ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　　御璽

皇民修身鑑卷之八

學海指針社 編

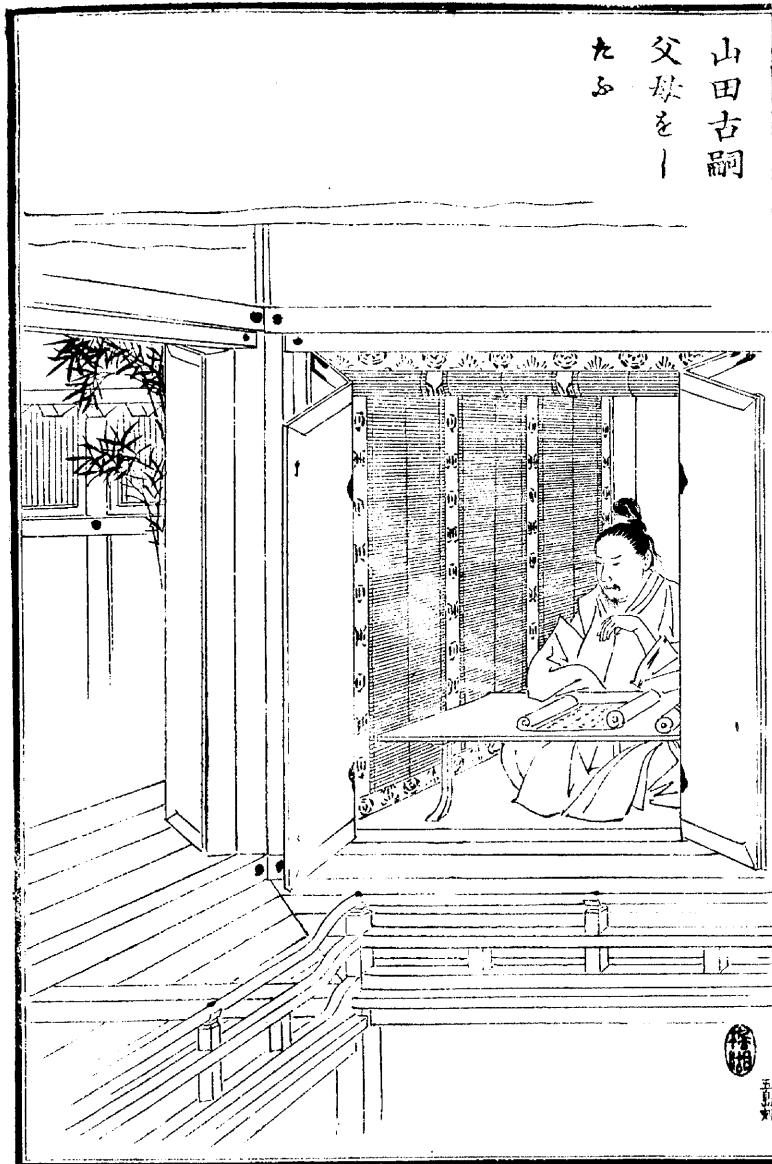
第一

父母事マス日ニツトメテ孝行セヨ。父
母ウセタマヒテ後ニ不行ヲクユトモ及ビ
力ダシ。

○孝行ナシタイ時ニハ親ハナシ。

○山田古嗣やまだ ふるつぐは、至孝しこうの人なり、父母歿ほつリて後、韓かん
史外傳じわいとうをよみ、樹靜シカナラント欲スレドモ、風止

山田古嗣
父母を一
たふ



第二

マズ、子養ハシト欲スレドモ、親斗マサズの句
に至るごとに涙なみだを流ながして、泣なき悲かなしみこづ。

○誰彼タレカレノ差別カツバツナク、交ル人ヲバ、愛スベキモ、
トリワケ兄弟朋友ヲバ、友愛ノ情ヲツクシ
テ親ムベシ。

○朋友ト相親シムハ、猶ホ兄弟ノ親ミイツ
クシムガ如クナルベシ
○人ノウレヘラ憂ヘ人ノヨロコビヲ喜ブ、

高山彦
九郎江
上關龍
と交あ
つー



友愛ノ情トハタゞ是ノミ。

○高山彦九郎と、江上關龍と交厚く、共に江戸に在り、或時、彦九郎の故郷上野に、賊れこり一かば、行きて鎮めんと一けるを、關龍止むれども、きかざりけり、關龍心もごなく思ひ、彦九郎に先立て、中山道を下り、途中に待合せ力を合はせん。一たりとなり、刎友の情誼誰もかくありた。

第三

○夫ノ婦ニ對スルハ、和愛ヲ以テ、其本トセヨ。

○婦ノ夫ニ事フルハ、貞順ヲ以テ、其本トセヨ。

○婦ハ、舅姑ヲ、實ノ父母トシテ、孝養ヲ盡スベシ。

○河瀨かわせはる子は、孝順こうじゆんにして、繼母まはにつかへ、遂に其心にもござり一ことなし、繼母みまかり、後、人に嫁かせり、常に朱子しゆしの小學を好みて、子女

河瀨はる
善くまゝ
母につか
へ又よく
兄弟にを
しむ



にを一へ、又よく貞操じょうさうをつくせりとなり。

第四

- 學問スルハ、ゾノ身ノ行ヲ善クシ、善人トナルニアリ。
- 職業ヲ習フハ、其家ヲ富マシ、國ノ良民タランコトヲ、ネゴフニアリ。
- 學問スルモ、行ヲ善クセズ、職業ヲ習フモ、國ニ益アル良民タラズバ、無學無能ノ人ト、何ゾ異ナラン。



○故ニ人ハ、身ヲスコヤ力ニシテ、職業ヲハ
ゲミ、學問シテ、善キ人トナリ、智慧ヲミガキ
テ、國ノ利益ヲ起スベシ。

○力クシテ、後ノ世ニ、譽ヲノコサバ、誠ニ、人
ト生レシ甲斐アリト云フベシ。

○梶常吉は尾張國海東郡の人なり、和蘭國よ
り、七寶焼セイボウヤクを獲て、其製法セイホウを考へ、遂にこれを造
り出せり、これ我國七寶燒、中興の祖なり、官其
功勞の多きを賞して、銀盃を賜へり。

第五

○心ヲ恭シクシ、身ヲ儉ニスレバ、萬ノ惡事
ヲ免レテ、隨テ幸福イタルベシ。
○若シ之ニ反シテ、驕リホシイマ、ナレバ、
人ニ惡マレ、世ニウトンゼラルベシ。
○故ニ、古人ハ、恭儉ヲ以テ、身ヲ守ルノ要ト
セリ。

○黒田如水、日根野某に、銀百枚ヒヤクマツをかゝたり、後
其金をかへさんごて、もちゆきけるに、如水鯛タカハ

黒田如水せ
つけんにー
てむさぼら
す



の骨(ほね)をにて、もてなーけり。日根野不満に思ひ
一に金を出すに及びて、如水あへて、これを受
けざりーといふ。

第六

- 儉ト吝トノ、區別ヲ知ルベシ。
- 儉ハ、身ノホドヲ守リテ、財ヲタクハヘ一
家ノ幸福ヲ保ツモノナリ。
- 吝ハ、財ヲムサボリテ、飽クコトヲ知ラズ
義理人情ヲモ、顧ミザルモノナリ。



岡野左内馬丁
に金をあたへ
て其こゝろざ
しをほむ

○ 儉ナル人ノ財ヲ蓄フルハ、徳ヲ蓄フルナ
リ。吝ナル人ノ財ヲ積ムハ、禍ヲ積ムナリ。

○ 岡野左内、貨殖きわくを好みて、金銀、家にみてり、人
之を見て、吝嗇きそくの人ならんと思ひーに、其家の
馬丁べつたうに、黄金一枚かねまいをもてるをきゝて、いやーき
ものにては、感心かんじんの心がけなりとて、黄金十枚
を褒美ほめいこーて、あたへたりとなん。

第七

○ 心ニ誠ナキモノハ、忠モ眞ノ忠ニアラズ

真根子武内、
宿禰にかは
りて死せん
とす



- 孝モ真ノ孝ニアラズ、其他ノ百行、皆眞實ノモノニアラズ。
- 忠ニアラズシテ、忠ト見セ、孝ニアラズシテ、孝ト見スルヲ、偽善トイフ。
- 偽善ハ、イヤシムベク、マタ恐ルベシ。
- 武内宿禰、筑紫にありける時或人の讒言によりて、殺されなんこす、壹岐直真根子、宿禰の忠誠ををのみ、其容貌のにたるをもて、自ら代りて死し、宿禰をたすけまわらせたり。

第八

○其義ニアラザレバ、一介モ人ニ受ケズト云フコトアリ。恥ラ知ルモノハ此心アルベシ。

○不義ニシテ富ミ且ツ貴キハ、我ニ於テ浮雲ノ如シ。

○廉者ハ常ニ樂ミテ心ニ求ルトコロナシ。

○長田^{ながた}徳本^{とくほん}は、三河^{みかわ}の人に一て、醫^ひを業^ごせり、徳本、世の醫輩の利慾^{りよく}にのみ、はーれるをにく



み常に之をためんとせり、或時、將軍秀忠病に
かゝりて、百方手をつくせども、效なし。典藥
頭、德本をす、めければ、將軍の病、忽にいにた
り、公厚く賞賜せんとすればごと、固く辭し、定價
十八文をうけて、去れりとなり。

第九

○禮ノ本ハ、敬ニアリ。

○敬トハ、心ヲホシイマ、ニセズ、身ニ過ア
ランコトヲオソレテ、不作法ヲツ、シムコ



トナリ。

○君臣父子兄弟ノ間禮ニアラザレバ事定ラズ。

○藤原實賴は、かりうめの事にも、禮敬の心をわすれず、時ありて、冠せざして、庭に出づれば頭をたほひて、走り入らる、人其故を問へば、答へて曰く、稻荷山の神社、森然として目にあり、敢て敬せざらんやと。

第十

○善ヲナシテ、最モ心ニ樂シキハ、陰徳ヲ施スニアリ。

○陰徳トハ、善ヲ行ヒテ、人ニ知ラレンコトヲ、求メザルヲ云フ。

○陰徳ハ、人知ラザレドモ、天道ニ協フ。故ニ、後ニハ必ズ我身ノ幸トナリ、子孫ノ繁榮ヲ得ベシ。

○板倉重宗、播州明石の城中にある、人磨の祠を、海濱にうつさしめ、これに高燈籠を寄附し

板倉重宗たか
じうろうをた
てゝ難船をす
くふ



て、終夜火を點ぜしめらる、此より此海を通行する船舶、此人のために難を免るゝもの多りといふ。

第十一

○凡ソ公益ヲ起サントスルモノハ、先ヅ名利ノ私ヲ去ルベシ。イサ、力ニテモ、此心ヲハサマバ、萬ノ故障生ジテ、其業成リガタシ。

○既ニ其業ナリヌルトキハ、我ヨリ求メズ

那波三郎
右衛門感
恩講を設
けて貧民
を賑はす



トモ、芳名シタガヒテイタル。

○文政の頃、秋田藩に那波三郎右衛門といふ人あり、貧者を救はんとて、同志とはかり、金二千餘圓を備へて、救卹の資本とし、之を名けて感恩講といひ、大に貧人を賑したり、此講今に猶があり、今上皇帝北巡のみぎり、その事をきこへめし、三郎右衛門の孫を召され、謁を賜ひて、その功を表はさせ給へりとなり。

第十二

○御國ノ民タランモノハ、常ニ勇武ノ氣象ヲ勵シテ、精神活潑ナルベシ。

○忠義ヲ基トシテ、志節ヲ高クスベシ。
○怯懦ノ態ナク、剛毅ノ心ヲ養フベシ。
○斯クシテ、國ノ威光ヲカゞヤカサンコト、誠ニ此國ニ生レシ人ノ務ナリ。

○濱田彌兵衛は、長崎の人なり、其頃臺灣に住める和蘭人、我が商船をかすめたるを怒り、弟小左衛門、子新藏をしたがへて、彼島にわたり、



其甲必丹かひたんをそらへて、我財貨ざいがをとりもどし、日本の武威ぶいを、海外にあらはしたり。

第十三

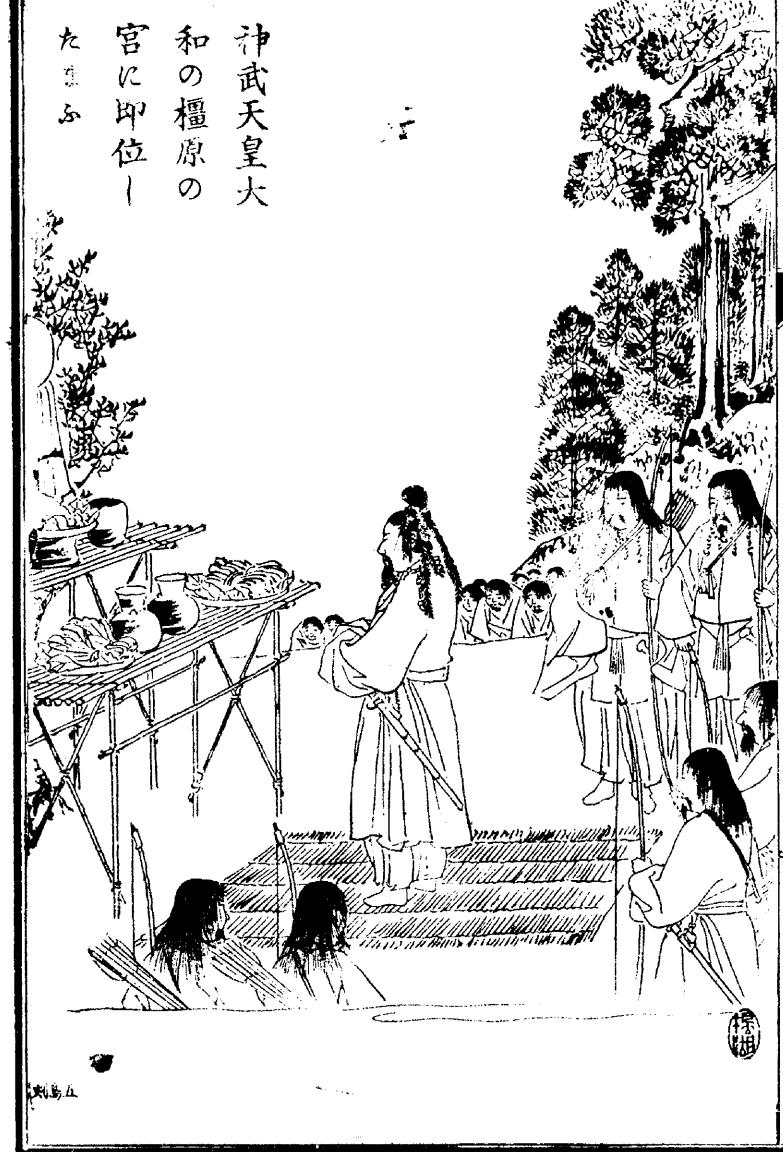
○我大御國おほのみくにハ、日ノ本トテ、東海ノ表ニ卓立たつりシ、神代ノ昔ヨリ、明治ノ今ニ至ルマテ、國威イサ、力モ衰ヘズ、益々榮工テ、メデタキ國ナリ

○瓊々杵尊きよよしぐそん、三世ノ御孫、神大倭磐余彦尊オモチヤマトタケルノミコト、始テ四海ヲ平ゲ、斯民ヲシテ、洽ク王化ニ浴

セシメ、以テコノ大御國ヲ建テサセ給フ、是レ神武天皇ナリ。

○神武天皇ハ、我天皇ノ初代ニワタラセ給ヘバ、此君御即位ノ年ヲ以テ、我國ノ紀元トハ定メラレタリ。

○コレヨリシテ、寶祚ほうくハ天地ト共ニウゴキナク、皇威ハ日月ト共ニ輝キテ、萬世ニ亘リテ、カハラザルハ、世界萬國ノ中ニ、唯我國一ツアルノミ。



神武天皇大
和の檍原の
宮に即位たまふ

○力、ル尊キ御國ナルハ、實ニ歴代ノ
天皇偏ニ 天祖ノ大詔ヲ謹ミ守リ、此民
ヲ惠ミタマヘルニヨルモノナリ。

○御國ニ生レシ人々ハ、 天祖以來、御代
々ノ、廣大ナル 皇恩ヲワキマヘ、 皇室
ニ忠ヲ盡シ、尊王ノ大義ヲ正シク行ハシコ
トヲ、ネカフベシ。

○神武天皇、國內の兇賊を平らげ、此民を安撫
一給ひ一より後、歷代の 聖天子、儉を勤め

仁を施し、ひたすら、民の苦をのぞき給へり、故に萬民の 皇室にいたひなづき奉ること、恰も、子の父母にむけるが如し。

第十四

○外國ノアナドリヲ禦キテ、御國ノ安寧ヲ保チ、御國ノ武威ヲ輝サンニハ、陸海ノ軍備ナルベカラズ。

○コ、ヲ以テ、我國ノ男子、十七トナレバ、兵籍セキニ、其名ヲ力、ゲ、二十二イタレバ、兵營ニ

入りテ、武事ヲ習フノ國法アリ、コレヲ兵役ノ務トイフ。

○兵員タルヲ得ベキモノハ、忠實強壯ニシテ、犯罪ナキモノニ限ル、故ニ此選エラシニ當ルモノハ、男子ノ榮譽エギヨトイフベシ。

○男子タルモノハ、常ニ義勇ノ心ヲ養ヒ、其身ヲ強健ニシテ、此名譽ナル務ニ、服セシコトヲネガフベシ。

○陸海ノ軍備ヲ嚴ニシ、國ノ安寧ヲ保タン

河野通有等家
古のすぐとた
シカフ



ニハ、巨額ノ費用ナカルベカラズ。
○租税ハ、以テ此等ノ費用ニ充テンガ爲ナ
リ、コレ無ケレバ、政府モ立タズ、國內一日モ
安キコト能ハザルベシ。故ニ、納稅ハ國民
ノ急ルベカラザルヲ知ルベシ。

○弘安四年、蒙古の賊大舉して、九州を犯かす、
北條時宗、鎮西の將士をして、これを防がしむ
將士等、大風の起るに乘じ、賊を擊ちて、これを
海中に、麌にせり、これを弘安の元寇勦滅とい

六。

皇民修身鑑卷之八 終

原田竹外書

明治二十五年十月五日印刷
明治二十五年十月八日出版
版權

著者

有

定價金七錢
學海指針社

東京府平民

小林

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所

集英堂本店

板木縣宇都宮大工町

賣捌所

各府縣下書肆

